



## 投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日：2025年7月12日

### YMアセット・優良米国株ファンド

追加型投信／海外／株式

愛称：**トリプル維新**  
(プレミアム合衆国)



委託会社〔ファンドの運用の指図を行なう者〕

**ワイエムアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第44号

ホームページ <http://www.ymam.co.jp/>

お問い合わせ **083-223-7124** (営業日の9:00～17:00)

受託会社〔ファンドの財産の保管および管理を行なう者〕

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                        |      |        |              |       |
|---------|--------|-------------------|-----------------------------|------|--------|--------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                      | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態         | 為替ヘッジ |
| 追加型     | 海外     | 株式                | その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式一般)) | 年4回  | 北米     | ファンド・オブ・ファンズ | なし    |

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

#### 〈委託会社の情報〉

委 託 会 社 名 ワイエムアセットマネジメント株式会社  
 設 立 年 月 日 2016年1月4日  
 資 本 金 2億円  
 運用する投資信託財産の  
 合 計 純 資 産 総 額 462億7百万円  
 (2025年4月末現在)

- 本書により行なう「YMアセット・優良米国株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年7月11日に関東財務局長に提出しており、2025年7月12日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください)。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## ファンドの目的

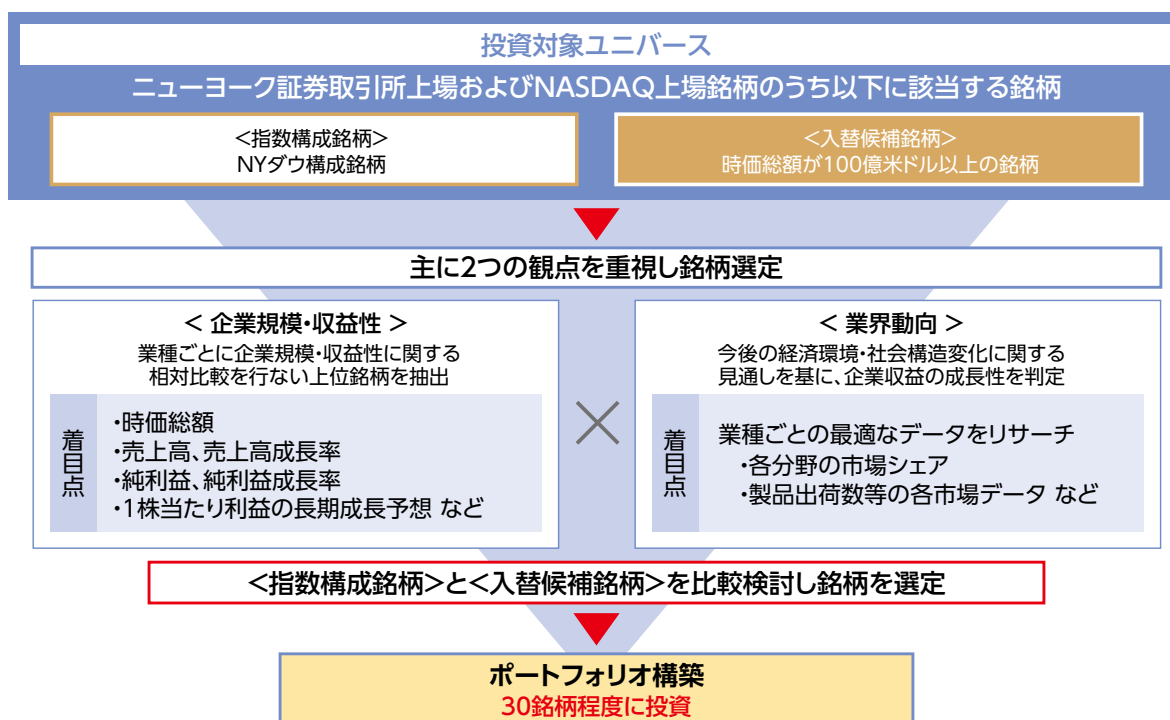
米国の株式を実質的な主要投資対象とし、値上がり益の獲得を通じ、信託財産の成長をめざします。

## ファンドの特色



投資信託証券への投資を通じて、主として米国において取引されている次世代の米国経済の主役となり得ると委託会社が判断した企業の株式に投資します。

- ニューヨーク証券取引所に上場している企業およびNASDAQ<sup>※1</sup>に上場している企業の株式を投資対象とします。
- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- NYダウ<sup>※2</sup>における構成銘柄を参考にポートフォリオの構築を行ないます。
- 今後の経済環境、社会構造に関する見通しを基に、変化に対応し成長が見込まれる投資銘柄を厳選し、30銘柄程度に投資を行ないます。



※1 NASDAQとは、National Association of Securities Dealers Automated Quotationsの略称で、米国のディーラーが売買値を提示し取引を行なうコンピューター・ネットワーク・システムのことです。このシステムを通じて売買される銘柄をNASDAQ銘柄と称しています。

※2 NYダウとは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが米国を代表する30銘柄を選出し指数化したものです。日本では、「ダウ平均」、「ダウ・ジョーンズ工業株価平均」、「ダウ工業株30種」などと呼ばれています。なお、同指数はファンドのベンチマークではありません。

※ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色



年4回決算を行ない、基準価額に応じた分配金の支払いをめざす、分配金額をあらかじめ提示する「予想分配金提示型」ファンドです。

毎年1、4、7、10月の各20日(休業日の場合、翌営業日)に決算を行ない分配金の支払いをめざします。

※基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

## 分配方針

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ②原則として、分配対象額の範囲内で、計算期末の前営業日の基準価額に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

●計算期末の前営業日の基準価額に応じ、下記の金額の分配をめざします。

| 計算期末の前営業日の基準価額     | 分配金額(1万口当たり、税引前)   |
|--------------------|--------------------|
| 10,500円未満          | 配当等収益の水準を考慮して決定した額 |
| 10,500円以上11,000円未満 | 300円               |
| 11,000円以上11,500円未満 | 350円               |
| 11,500円以上12,000円未満 | 400円               |
| 12,000円以上12,500円未満 | 450円               |
| 12,500円以上          | 500円               |

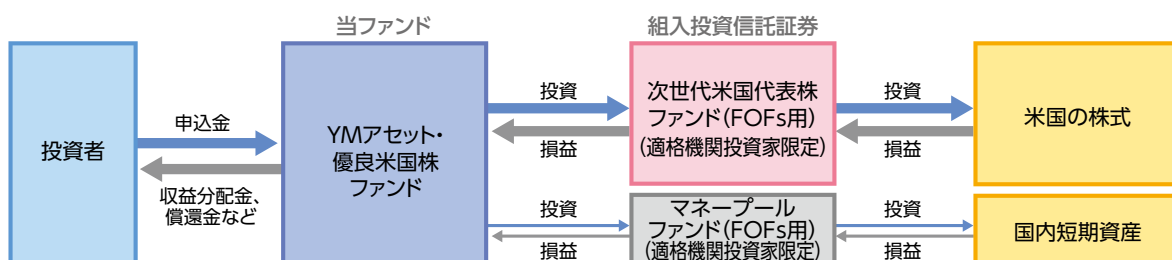
※計算期末の直前から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、上記の分配を行わないことがあります。

※基準価額に応じて、四半期ごとの分配金額は変動します。基準価額が上記の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を続ける、というものではありません。

※分配により基準価額は下落します。このため、次期以降の分配金額は変動する場合があります。

## ファンドのしくみ

当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。



●組入投資信託証券の運用については、三菱UFJアセットマネジメント株式会社が行ないます。

- ・投資信託証券の組入比率は、通常の状態では「次世代米国代表株ファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)」への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

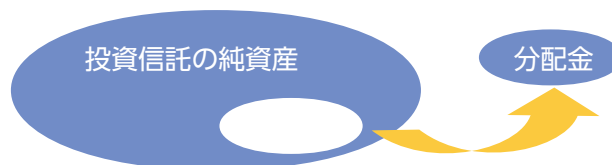
## 主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

## 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

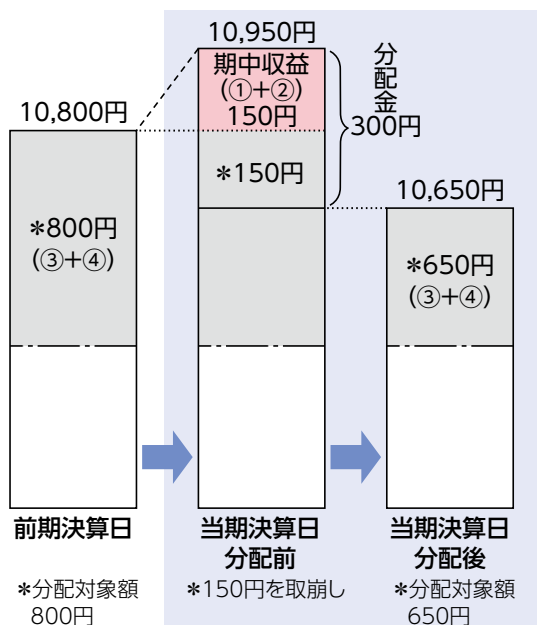
投資信託で分配金が支払われるイメージ



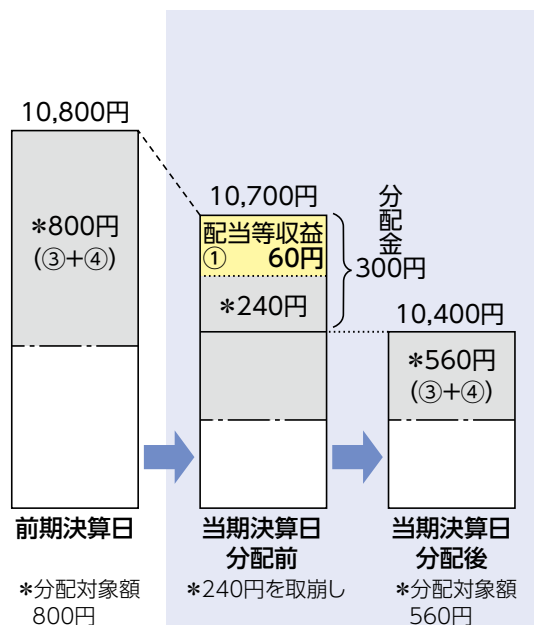
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

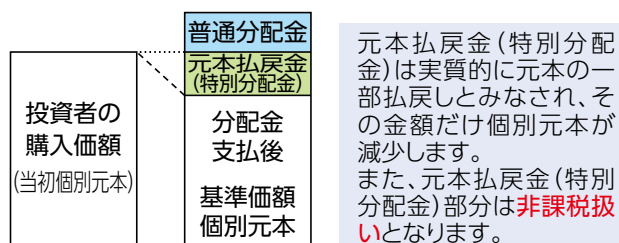


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

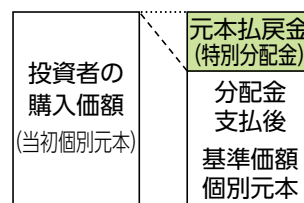
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



**普通分配金** 個別元本 (投資者のファンドの購入価額) を上回る部分からの分配金です。

**元本払戻金 (特別分配金)** 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金) の額だけ減少します。

# 追加的記載事項

## 投資対象ファンドの概要

### 1.次世代米国代表株ファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)

|            |                                                                                                                                                                                   |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資先ファンドの名称 | 次世代米国代表株ファンド(FoFs用)(適格機関投資家限定)                                                                                                                                                    |
| 運用の基本方針    | この投資信託は、主として値上がり益の獲得をめざして運用を行ないます。                                                                                                                                                |
| 主な投資方針     | 主として米国において取引されている次世代の米国経済の主役となり得ると委託者が判断した企業の株式に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。株式への投資にあたっては、今後の経済環境、社会構造に関する見通しを基に、変化に対応し成長が見込まれる投資銘柄を厳選し、30銘柄程度に投資を行ないます。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 |
| 委託会社の名称    | 三菱UFJアセットマネジメント株式会社                                                                                                                                                               |

### 2.マネープールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 投資先ファンドの名称 | マネープールファンド(FoFs用)(適格機関投資家限定)    |
| 運用の基本方針    | この投資信託は、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。 |
| 主な投資方針     | わが国の公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。  |
| 委託会社の名称    | 三菱UFJアセットマネジメント株式会社             |

## 三菱UFJアセットマネジメント株式会社について

|        |                                                            |
|--------|------------------------------------------------------------|
| 概要     | 三菱UFJフィナンシャルグループにおける資産運用の中核会社で、日本において一番長い歴史を持つ投資信託の運用会社です。 |
| 資産運用残高 | 42兆124億円                                                   |
| 拠点数    | 国内1拠点(東京)<br>海外1拠点(ロンドン)                                   |
| 従業員数   | 912名(役員30名、職員882名)                                         |

※2025年4月末時点。



## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

|                                  |                                                                                                                                  |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株 価 の 変 動<br>[価格変動リスク・<br>信用リスク] | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| 為替変動リスク                          | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。           |
| カ ン ト リ ー ・<br>リ ス ク             | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。                            |
| そ の 他                            | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                                     |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

# 投資リスク

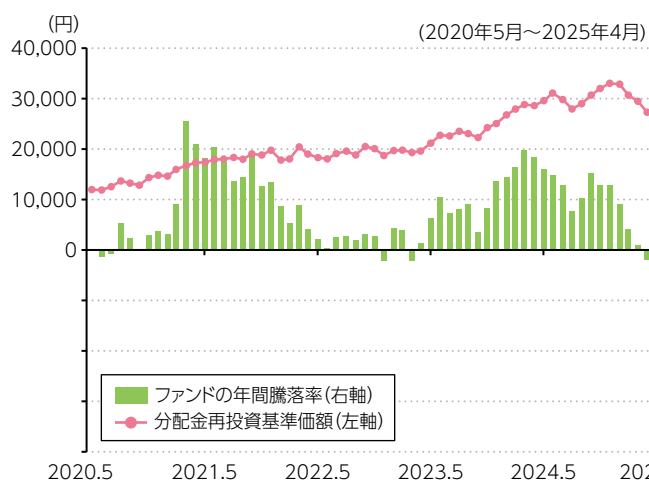
## 参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

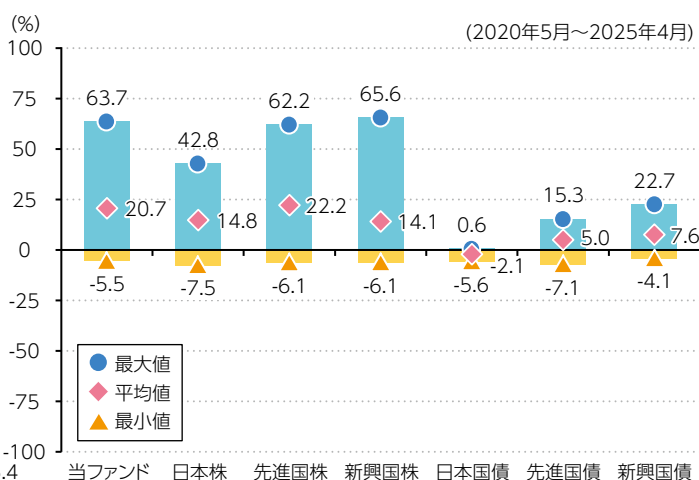
右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

YMアセット・優良米国株ファンド



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### 各資産クラスの指数

日本株: Morningstar 日本株式指数(配当込み)

先進国株: Morningstar 先進国株式指数(除く日本、配当込み、円ベース)

新興国株: Morningstar 新興国株式指数(配当込み、円ベース)

日本国債: Morningstar 日本国債指数

先進国債: Morningstar グローバル国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債: Morningstar 新興国ソブリン債指数(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

### 各資産クラスの騰落率に使用している指数について

Morningstar指数は、Morningstar, Inc. (以下「Morningstar」といいます。)により独占的に所有されています。Morningstar、その関連会社または子会社、直接的または間接的な情報提供者、またはMorningstar指数に関連があり、指数の構成、算出、または設定に関わった第三者(これらの法人すべてを総称して「Morningstarグループ」といいます。)は、Morningstar指数またはそれに含まれるデータの正確性、完全性および/または適時性を保証せず、また、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの保有者もしくはユーザー、またはその他の個人または法人が、Morningstar指数またはそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示または黙示を問わず、いかなる表明・保証もいたしません。Morningstarグループは、Morningstar指数またはそれに含まれるデータについて商品性または特定目的もしくは使用への適合性に関する一切の保証を、明示または黙示を問わず行うことなく、かつ明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、たとえこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。



## ●YMアセット・優良米国株ファンド

2025年4月30日現在

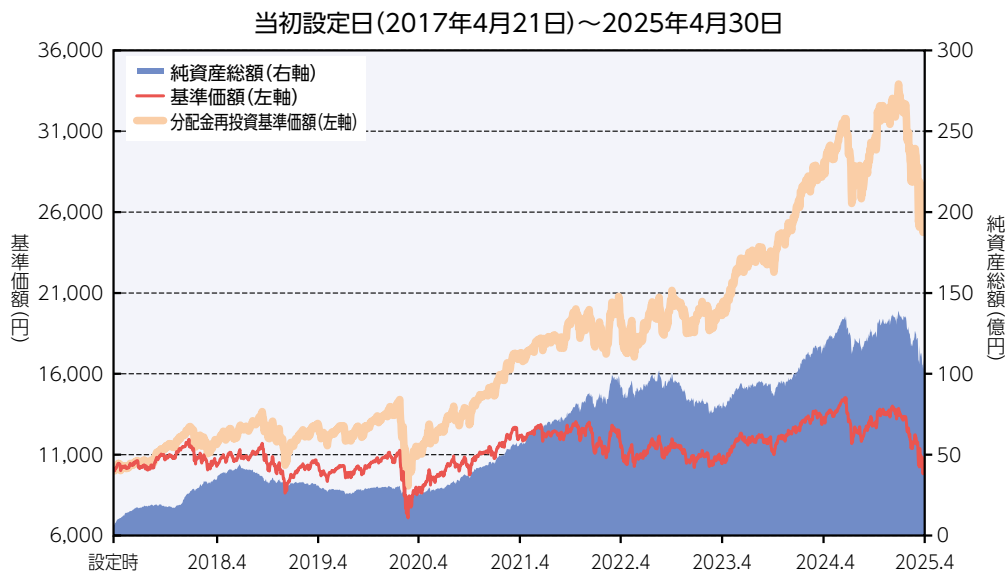
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

### ■ 基準価額・純資産の推移

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 10,831円 |
| 純資産総額 | 113億円   |

| 基準価額の騰落率 |         |
|----------|---------|
| 期間       | ファンド    |
| 1カ月間     | -7.4%   |
| 3カ月間     | -16.9%  |
| 6カ月間     | -11.1%  |
| 1年間      | -4.6%   |
| 3年間      | +43.5%  |
| 5年間      | +140.4% |
| 年初来      | -17.4%  |
| 設定来      | +172.9% |

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

### ■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 1,800円

設定来分配金合計額: 10,850円

| 決算期 | 第23期<br>23年1月 | 第24期<br>23年4月 | 第25期<br>23年7月 | 第26期<br>23年10月 | 第27期<br>24年1月 | 第28期<br>24年4月 | 第29期<br>24年7月 | 第30期<br>24年10月 | 第31期<br>25年1月 | 第32期<br>25年4月 |
|-----|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 分配金 | 300円          | 350円          | 450円          | 450円           | 500円          | 500円          | 500円          | 500円           | 500円          | 300円          |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

### ■ 主要な資産の状況

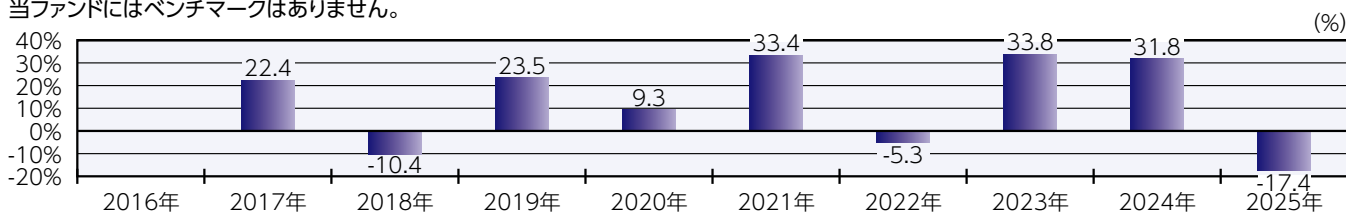
※比率は、純資産総額に対するものです。

| 組入上位10ファンド      |              |        |
|-----------------|--------------|--------|
| 運用会社名           | ファンド名        | 比率     |
| 三菱UFJアセットマネジメント | 次世代米国代表株ファンド | 99.1%  |
| 三菱UFJアセットマネジメント | マネープールファンド   | 0.001% |
|                 |              |        |
|                 |              |        |
|                 |              |        |
|                 |              |        |
|                 |              |        |
|                 |              |        |
| 合計              |              | 99.1%  |

※ファンド名は「(FOFs用)」および「(適格機関投資家限定)」を省略しています。

### ■ 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



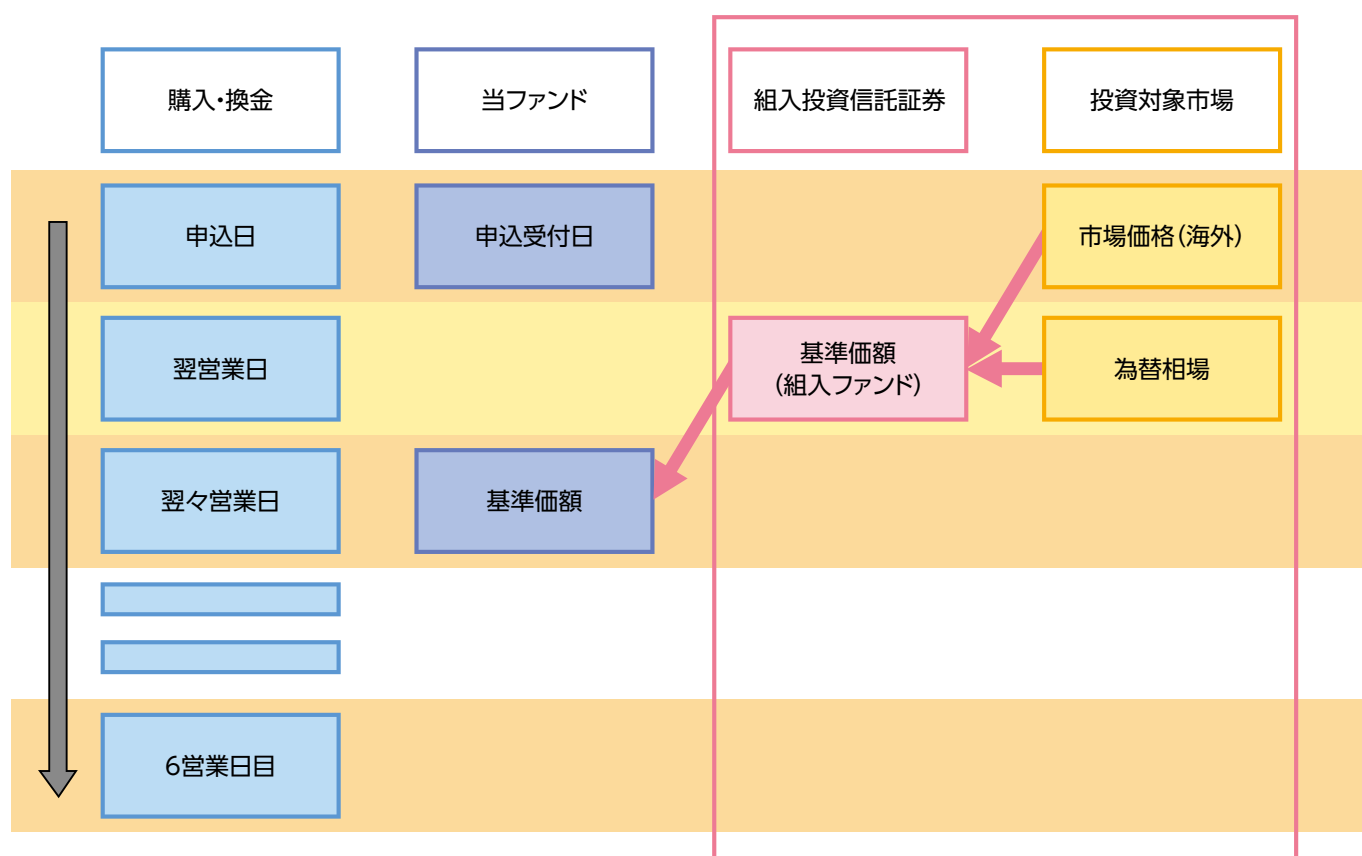
※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。  
※2017年は設定日(4月21日)から年末、2025年は4月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

# 追加的記載事項

## 基準価額算出日および換金代金の支払日について

- 当ファンドの購入(設定)および換金(解約)にかかる基準価額は、お申込日の翌々営業日の基準価額が適用されます。
- 一般的な海外資産に投資するファンドは、申込日当日の海外市場価格と翌営業日の為替相場を基に、申込日の翌営業日に基準価額が算出されます。
- 当ファンドに組み入れている投資信託証券(投資対象ファンド)の基準価額の算出方法も同じですが、投資形態がファンド・オブ・ファンズであるため、当ファンドの基準価額は、申込日の翌営業日に算出される組入投資信託証券(投資対象ファンド)の基準価額を基に翌々営業日に算出しています。
- 従って、当ファンドの購入(設定)および換金(解約)に適用される基準価額は、一般的な海外資産に投資するファンドが申込日の翌営業日であることに対して、翌々営業日となります。
- なお、換金代金については、原則として換金の申込受付日から起算して6営業日以降にお支払いします。



## お申込みメモ

|                                     |                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                             | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                               |
| 購 入 価 額                             | 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額(1万口当たり)                                                                                                                                                                                                  |
| 購 入 代 金                             | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                      |
| 換 金 単 位                             | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                      |
| 換 金 価 額                             | 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額(1万口当たり)                                                                                                                                                                                                  |
| 換 金 代 金                             | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                           |
| 申 込 受 付 中 止 日                       | ①ニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日と同じ日付の日<br>②①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日<br>(注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせください。                                                                                                      |
| 申 込 締 切 時 間                         | 原則として、午後3時30分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせください。                                                                                                                                       |
| 購 入 の 申 込 期 間                       | 2025年7月12日から2026年7月10日まで<br>(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)                                                                                                                                                                  |
| 換 金 制 限                             | 信託財産の資産管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。                                                                                                                                                                                        |
| 購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消することがあります。                                                                        |
| 信 託 期 間                             | 無期限(2017年4月21日当初設定)                                                                                                                                                                                                         |
| 繰 上 償 還                             | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。<br>・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき                                                                |
| 決 算 日                               | 毎年1、4、7、10月の各20日(休業日の場合、翌営業日)                                                                                                                                                                                               |
| 収 益 分 配                             | 年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>(注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なることがありますので、販売会社にお問合わせください。                                                                                               |
| 信 託 金 の 限 度 額                       | 1,000億円                                                                                                                                                                                                                     |
| 公 告                                 | 電子公告の方法により行ない、ホームページ[ <a href="http://www.ymam.co.jp/">http://www.ymam.co.jp/</a> ]に掲載します。                                                                                                                                  |
| 運 用 報 告 書                           | 毎年4月および10月の計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。                                                                                                                                        |
| 課 税 関 係                             | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドはNISAの成長投資枠(特定非課税管理勘定)の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。<br>※2025年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

| 投資者が直接的に負担する費用 |                                         |                                        |
|----------------|-----------------------------------------|----------------------------------------|
|                | 料率等                                     | 費用の内容                                  |
| 購入時手数料         | 販売会社が別に定める率<br><b>〈上限〉2.2% (税抜2.0%)</b> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 |
| 信託財産留保額        | ありません。                                  | —                                      |

| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用   |                                  |                                                                                   |
|-----------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|                       | 料率等                              | 費用の内容                                                                             |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)      | <b>年率0.9625%<br/>(税抜0.8750%)</b> | 運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。 |
| 配 分                   | 委託会社                             | 年率0.385%<br>(税抜0.350%)                                                            |
|                       | 販売会社                             | 年率0.55%<br>(税抜0.50%)                                                              |
|                       | 受託会社                             | 年率0.0275%<br>(税抜0.0250%)                                                          |
| 投資対象とする<br>投資信託証券(注1) | 年率0.5775% (税込)                   | 投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。                                                            |
| 実質的に負担する<br>運用管理費用    | <b>年率1.54% (税込) 程度</b>           |                                                                                   |
| その他の費用・<br>手数料        | (注2)                             | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。         |

(注1) ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。

(注2) 「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。

※手数料等の合計金額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 〈税金〉

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期                | 項目            | 税金                                                                 |
|-------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------|
| 分 配 時             | 所得税および<br>地方税 | <b>配当所得として課税<sup>(注)</sup></b><br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時<br>および償還時 | 所得税および<br>地方税 | <b>譲渡所得として課税<sup>(注)</sup></b><br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]をご利用の場合

少額投資非課税制度[NISA(ニーサ)]は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認することをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

直近の計算期間における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

|                  | 総経費率<br>(①+②) | 運用管理費用の比率<br>① | その他の費用の比率<br>② |
|------------------|---------------|----------------|----------------|
| YMアセット・優良米国株ファンド | 1.55%         | 1.54%          | 0.01%          |

※対象期間は2024年10月22日～2025年4月21日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※なお、当ファンドについて、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



# MEMO



この世界で。

この街で。

このじぶん。

**YMfg**